

ガイドラインの運用状況について(22 年 11 月～23 年 1 月)

2022 年 2 月 17 日

スカパーJSAT (株)

注記) 記載記号について (※) : Web 会議サービスでの開催

II. 衛星放送の円滑な実施の確保のための事項

1. 衛星放送事業者に対する、プラットフォーム事業者の業務の内容及びその提供条件並びに責任に関する事項を適正かつ明確にするために

(1) 役務と提供条件の関係の透明性

- ・ 「徴収した手数料等の使途概要」に関する説明は、11 月 24 日「経営者連絡会」(※)にて行いました。(「資料 4-2」参照)

(2) 広告宣伝・販売促進の考え方

- ・ 「普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議」は、11 月 24 日「経営者連絡会」(※)にて行い、「普及促進業務に関わる各種施策についての詳細な説明、個別な実施報告及び意見表明のための会議」は「事業者連絡会」にて、11 月 25 日 (※)、12 月 23 日 (※)、1 月 27 日 (※)に行いました。(「資料 4-2」参照)
- ・ 普及促進業務に係る意見交換の場である「普及促進委員会」は、親会を 11 月 11 日 (※)、12 月 9 日 (※)、1 月 13 日 (※)、施策検討 WG を 11 月 1 日 (※)、12 月 1 日 (※)、1 月 10 日 (※)に行っております。(「資料 5-1.2.3.4」参照)

(3) マーケティングデータの有効活用

- ・ 適正に運用しております。

(4) 衛星放送事業者への役務提供開始手続き

- ・ 期間内に開局がございました。当該放送事業者には、役務提供開始にあたり十分な説明と適正な手続きを行っております。(「資料 4-3」参照)

(5) 役務提供停止及び契約解除に係る手続き

- ・ 期間内に役務提供停止及び契約解除に至った案件はございませんでした。(「資料 4-3」参照)

2. 衛星放送事業者に対し、不当な義務を課したり、不当な差別的取扱いを行わないために

(1) 当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性

- ・ ガイドラインを逸脱した公正性に欠ける事案は見受けられないと考えます。

(2) パック・セット組成への関与

- ・ 期間内にパック・セットの新設・変更はございませんでした。（「資料 4-3」参照）

(3) プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

- ・ 自らが放送、または放送事業者に供給するコンテンツの提供などについては、ガイドラインに則り、サービス全体の普及促進と顧客維持（解約防止）を目的として行っております。また 11 月 24 日「経営者連絡会」（※）において、その関連収入と費用の概要、また選定方針に基づいた施策の実施結果を報告しております。（「資料 4-2」参照）

(4) その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き（に関する適正運用）

- ・ 期間内にチャンネル名称の変更がありましたが、ガイドラインに則り適正に運用しております。（「資料 4-3」参照）

3. 「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」を適正に運用するために

(1) 社内委員会の設置による適正性の確保

- ・ 本ガイドラインの運用が適正に行われていることをチェックするための「社内委員会」を、11 月 11 日（※）、1 月 13 日（※）に開催いたしました。（「資料 4-4.5」参照）

以上